

# 障害年金Q&A集

## よくあるご質問



# 目次

- 初診日が国民年金の支払い義務が発生しない20歳前にあるのですが、障害年金の対象になるのでしょうか？ …P.1
- 障害年金をもらおうと将来もらえる老齢年金が減額されるのでしょうか？ …P.2
- 障害年金は受給が決定すると一生もらえるのでしょうか？ …P.3
- 保険料を滞納している状態で障害年金は請求できますか？ …P.3
- 新たな病名がついた日が初診日となるのでしょうか？ …P.4
- パニック障害や不安障害でも障害年金は受給できるのでしょうか？ …P.4
- うつ病で会社を休職している場合でも、障害年金は受給できるのでしょうか？ …P.5
- 知的障害や発達障害の場合の初診日はいつですか？ …P.5
- 年金が受けられる障害の程度は？ …P.6~9
- 保険料の納付要件とは？ …P.10
- 初診日とは？ …P.10
- 障害認定日とは？ …P.11
- 障害年金の受給要件は？ …P.12
- 年金額は？ …P.13
- 障害年金とは？ …P.14



# 目次

- 障害年金の請求方法は？ …P.14
- 障害手当金とは？ …P.15
- 事後重症とは？ …P.15
- 障害認定日の遡及請求とは？ …P.16
- 20年前からうつ病ですが、今から障害年金はもらえるのですか？ …P.16
- どんな病気やけがが障害年金の対象になるのですか？ …P.17
- 障害年金の更新ができなかったら老齢年金は減給されるのですか？ …P.18
- 働いていても障害年金はもらえるのでしょうか？ …P.18
- 年金を払っていなくても障害年金はもらえるのですか？ …P.19

Q

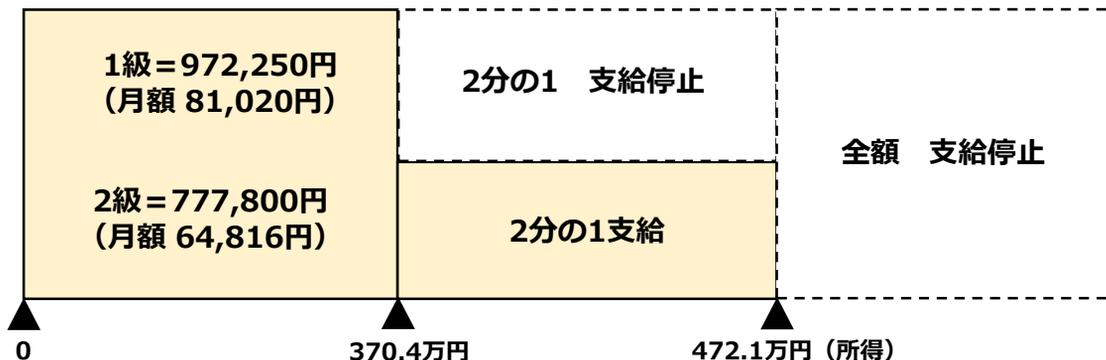
初診日が国民年金の支払い義務が発生しない20歳前にあるのですが、障害年金の対象になるのでしょうか？

A

20歳前に初診日がある場合も**障害年金の対象**となります。  
ただし、年金の保険料を支払っていなくても支給されるため、以下の一定の要件に該当すると障害年金が支給停止されます。  
(日本年金機構のホームページは[こちら](#))

- ① 恩給法に基づく年金たる給付、労働者災害補償保険法による年金たる給付その他の年金たる給付であって政令で定めるものを受けるとき
- ② 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき
- ③ 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき
- ④ 日本国内に住所を有さないとき
- ⑤ 前年の所得がその者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて政令で定める額を超えるときは、その年の10月から翌年の9月まで政令で定めるところによりその全部又は2分の1に相当する部分の支給を停止されます。

支給停止割合	扶養親族等の人数	所得制限額
全額支給停止	扶養家族なし	4,721,000円
	扶養親族等1人あり	+380,000円
	老人控除対象配偶者1人あたり 老人扶養親族1人あたり	+480,000円
	特定扶養親族1人あたり	+630,000円
1/2支給停止	扶養家族なし	3,704,000円
	扶養親族等1人あり	+380,000円
	老人控除対象配偶者1人あたり 老人扶養親族1人あたり	+480,000円
	特定扶養親族1人あたり	+630,000円



Q

障害年金をもらおうと将来もらえる老齢年金が減額されるのでしょうか？

A

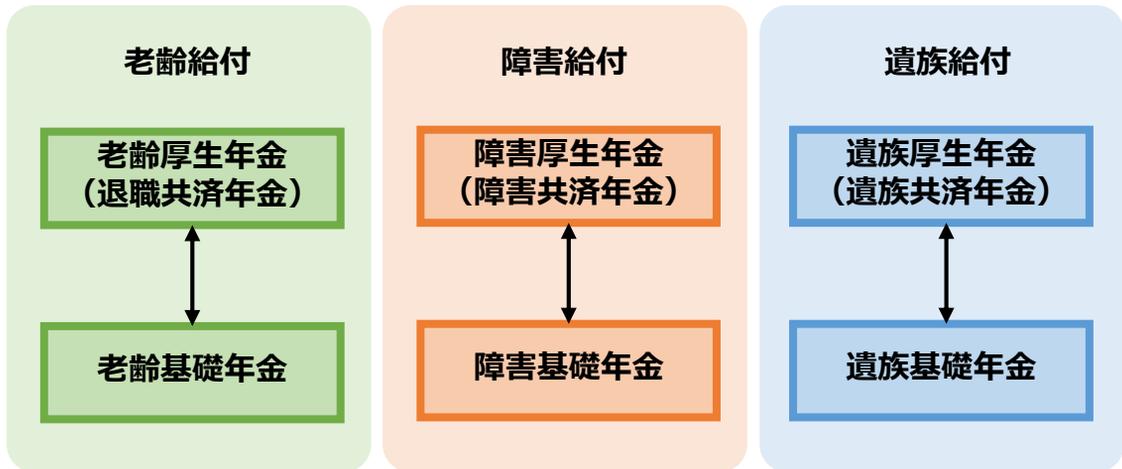
65歳より前に障害年金をもらったからといって、老齢年金が減額されることはありません。

65歳以降も障害年金がもらえる場合は、障害年金と老齢年金のどちらかを選択することになります。

(日本年金機構のホームページは[こちら](#))

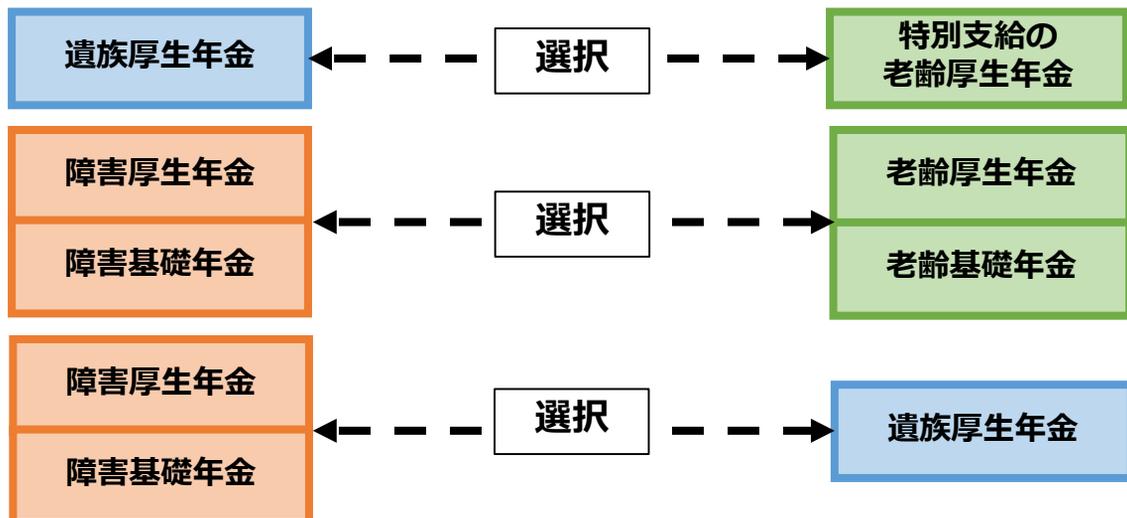
## 年金の併給または選択について

### ■ 1人1年金が原則です



1つの年金とみなされて合わせて受け取ることができます。

### ■ 支給事由が異なる2つ以上の年金はいずれか1つを選択 (例)



Q

障害年金は受給が決定すると一生涯もらえるのでしょうか？

A

障害年金は、一生涯もらえる『**永久認定**』と定期的に診断書を提出して障害状態を確認する『**有期認定**』があります。

**永久認定**：手足の切断など、障害状態に一定の固定性が認められる場合に認定されます。

**有期認定**：内臓疾患のように障害状態が変化する場合などで1年から5年までの間で更新時期が決定されます。年金証書に次回診断書提出年月が記載されていますので、確認しておく必要があります。また、有期認定は、障害の程度が軽くなった場合には2級から3級へといったように等級が下がります。障害基礎年金の場合は、2級以上でないといと支給されませんので、3級程度以下の障害状態に該当した場合は、障害年金が支給停止となります。

Q

3年前に会社を退職し、現在、無職で国民年金は未納の状態です。保険料は滞納している状態で障害年金は請求できますか？

A

障害年金で保険料納付要件を見る場合、現在の保険料納付状況ではなく**初診日時点の保険料納付状況**により判断されることとなります。

初診日の前々月前までの**被保険者期間の3分の2以上納付**しているか又は現在、救済措置として初診日の前々月前**1年間保険料を滞納していなければ納付要件を満たす**ことになっています。

(保険料の免除を受けていた期間も、納めていたものとして扱われます。)

また、**初診日が20歳前**の期間にある場合、**保険料納付要件は問われません**。

Q

精神疾患で最初に通院していた病院では適応障害と言われましたが、2つ目の病院ではうつ病と診断されました。この場合、新たな病名がついた日が初診日となるのでしょうか？

A

傷病名の変更があったとしても、適応障害とうつ病に**相当因果関係**がある場合は、最初の受診日を初診日とすることとなります。

初診日の前々月前までの**被保険者期間の3分の2以上納付**しているか又は現在、救済措置として初診日の前々月前**1年間保険料を滞納していなければ納付要件を満たす**ことになっています。

(保険料の免除を受けていた期間も、納めていたものとして扱われます。)

また、**初診日が20歳前**の期間にある場合、**保険料納付要件は問われません**。

Q

パニック障害や不安障害などの神経症でも障害年金は受給できるのでしょうか？

A

パニック障害や不安障害などの神経症にあつては、その症状が長期間持続し、一見重症なものであつても、**原則として対象とならない**こととなっています。

ただし、臨床症状から判断して精神病の病態を示しているものについては、**統合失調症又は気分（感情）障害に準じて取り扱う**となっています。

この場合、医師にうつ病などの精神障害を併発していないか確認し、もし併発している場合、それを診断書に反映してもらう必要があります。

Q

うつ病で会社を休職しています。  
この場合、障害年金は受給できるのでしょうか？

A

3級の認定基準では、「労働が制限を受けるもの」とされており、休職中であれば労働を全くできていない状態のため、通常であれば3級、症状や休職期間の長さなどによっては2級に認定される場合もあります。

ただし、厚生年金加入中の方の場合、休職していても保険料の支払いは続いており、保険者側で休職していることを把握していません。  
そのため、**休職していることは診断書や病歴・就労状況等申立書に反映することが必要**になります。

また、3級で障害年金の対象になるのは、**初診日が厚生年金の方のみ**となります。  
初診日が国民年金の方は、現在、厚生年金加入中で休職状態であっても、**2級以上でないとは対象になりません。**

Q

知的障害や発達障害の場合も、初診日は最初に医師の診察を受けた日となるのですか？

A

知的障害の場合の初診日は、**出生日が初診日**となります。

発達障害に関しては、知的障害を伴わない者が発達障害の症状により、初めて受診した日が**20歳以降**であった場合は、**当該受診日が初診日**となります。  
そのため**厚生年金加入中に発達障害で初めて受診した場合は、障害厚生年金で請求が可能**です。

また、うつ病などの**精神疾患を併発**することが多く、うつ病が原因で病院に通院したところ発達障害と診断されるケースもあります。

Q

障害等級表を見ても、よく分かりません。  
どの程度の障害の状態だと障害年金を受けられるのでしょうか。  
等級それぞれの目安を教えてください。

A

**障害年金 1 級**…身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできない状態です。活動範囲はベッド周辺など、室内に限られます。

**障害年金 2 級**…家庭内の軽食作りや下着程度の洗濯など、極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできない状態です。労働により収入を得ることができない程度。活動範囲は家の中に限られます。

**障害年金 3 級（厚生年金保険のみ）**…労働に著しい支障や制限があること。職場の理解や援助などの配慮のもとで就労ができます（短時間勤務や軽作業など）。

**障害手当金（厚生年金保険のみ）**…傷病が治った(症状が固定した)もので、労働が制限を受けるか労働に制限を加えることを必要とします。

## 障害等級表

※ 1 級、2 級は障害基礎年金、障害厚生年金共通、3 級、障害手当金は障害厚生年金

### < 1 級 障害基礎年金、障害厚生年金共通 >

	障 害 の 状 態
1	矯正視力によって測定した両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

# 障害等級表

※ 1 級、2 級は障害基礎年金、障害厚生年金共通、3 級、障害手当金は障害厚生年金

## <2 級 障害基礎年金、障害厚生年金共通>

障 害 の 状 態	
1	矯正視力によって測定した両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障害を有するもの
4	そしゃくの機能を欠くもの
5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9	一上肢のすべての指を欠くもの
10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11	両下肢のすべての指を欠くもの
12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
13	一下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(国民年金法施行令別表より)

# 障害等級表

※ 1 級、2 級は障害基礎年金、障害厚生年金共通、3 級、障害手当金は障害厚生年金

## <障害厚生年金 3級>

障 害 の 状 態	
1	矯正視力によって測定した両眼の視力が0.1以下に減じたもの
2	両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
6	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
7	長管状骨に疑関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ、一上肢の三指以上を失ったもの
9	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
10	一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11	両下肢の十趾(し)の用を廃したもの
12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

(厚生年金保険法施行令別表第1より)

# 障害等級表

※ 1 級、2 級は障害基礎年金、障害厚生年金共通、3 級、障害手当金は障害厚生年金

## <障害厚生年金 障害手当金>

	障 害 の 程 度
1	矯正視力によって測定した両眼の視力が 0.6 以下に減じたもの
2	1 眼の視力が 0.1 以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が二分の一以上欠損したものの又は両眼の視野が 10 度以内のもの
5	両眼の調節機能及び輻輳（ふくそう）機能に著しい障害を残すもの
6	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
11	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
12	一下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転移変形を残すもの
14	一上肢の二指以上を失ったもの
15	一上肢のひとさし指を失ったもの
16	一上肢の三指以上の用を廃したもの
17	ひとさし指を併せ一上肢の 2 指の用を廃したもの
18	一上肢のおや指の用を廃したもの
19	一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの
20	一下肢の五趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

(厚生年金保険法施行令別表第 2 より)

Q

障害年金の受給の要件になっている保険料の納付について教えてください。未納の期間があると、受けられないのでしょうか。

A

未納の期間があっても、受けられる場合があります。

初診日の前日において、

- ①初診日の属する月の前々月以前の保険料の滞納が1 / 3 未満  
→ 2 / 3 以上納付していること

または

- ②初診日の属する月の前々月以前 1 年間の保険料に滞納がないこと

※初診日が65歳未満かつ平成38年4月1日前であること

Q

障害年金の受給の要件になっている初診日について教えてください。私は、2回転院しているのですが、今通っている病院に初めて行った日でいいのでしょうか？

A

障害の原因となったケガや病気について、**最初に医師(歯科医師)の診察を受けた日**のことです。

もし、誤診や症状が同じでも病名が異なる場合にも、**正確な診断名が確定した日**ではなく、**最初に受診した日**です。

同じケガや病気で転院したのであれば、**一番初めにかかった病院に行った日**です。

Q

障害年金は、障害認定日の障害状態で請求すると聞きました。  
病院で病名が確定した日ではないのでしょうか。  
いつのことを言うのか教えてください。

A

障害認定日は、**障害の程度を認定する日**とともに、  
**受給権取得日**となります。

- ① 障害の原因となる傷病について最初に医師の診察を受けた日(初診日)から  
**1年6ヶ月経った日**
- ② ①の日までの傷病が治った(障害、症状が固定した)日  
ただし、20歳前傷病による障害年金で、①または②の日が20歳前にあった場合は、  
20歳の誕生日の前日が障害認定日です。

**障害認定日の特例**…認定基準等で初診日から起算して1年6ヶ月を経過する前に  
障害認定日(障害が治った状態)として取り扱う例としては、次のようなものが  
あげられます。

- ・ 咽頭全摘出の場合…摘出した日
- ・ 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合…挿入置換日
- ・ 切断または離断による肢体障害…原則として切断日、離断日  
(障害手当金は創面治癒日)
- ・ 脳血管障害…初診日より6ヶ月経過した日以後に、医学的観点からそれ以上の  
機能回復がほとんど望めないと認められるとき  
(初診日より6ヶ月経過した日以後に症状固定したと認定された場合のみ)
- ・ 在宅酸素療法を行っている場合…在宅療法を開始した日(常時使用の場合)
- ・ 人工弁、心臓ペースメーカー、ICD(植え込み型除細動器)、CRT  
(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓同期医療機器)、  
人工血管(ステントグラフトを含む)…装着日、挿入置換日
- ・ 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓…移植日または装着日
- ・ 人工透析…透析開始から3ヶ月を経過した日、かつその日が初診日から  
1年6ヶ月以内の場合
- ・ 人工肛門増設、尿路変更術、新膀胱造設…造設または手術した日
- ・ 神経系の障害で現在の医学では根本的治療方法がない疾病…今後の回復は期待  
できず初診日から6ヶ月経過した日以後において気管切開下での人工呼吸器  
(レスピレーター)使用、胃ろう等の恒久的な措置が行われており日常の用を  
弁ずることができない状態であると認められるとき
- ・ 遷延性植物状態…障害状態に至った日から起算して3ヶ月を経過した日以後に、  
医学的観点から、機能回復がほとんど望めないと認められるとき

Q

私は、身体障害者手帳の2級を持っているのですが、それがあれば、障害年金を受けることができますか？

A

障害者手帳の有無と障害年金とは基本的に**関係がありません**。

障害者手帳の制度には、**身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳**の3つの種類があります。

身体障害者手帳と療育手帳の認定基準等級表と障害年金とそれとはまったくの別物ですので、身体障害者手帳で2級だからといって、障害年金をもらえるわけではありません。

逆に身体障害者手帳で4級だからといって、障害年金がもらえない、というわけでもありません。

精神障害者保健福祉手帳については、認定基準に関しては、障害年金にほぼ準拠していますが、認定機関についてはまったく別個なので注意が必要です。

また、障害年金は、障害の程度だけではなく、受給の3要件があります。

**初診日要件、保険料納付要件、障害状態要件**です。

#### 障害基礎年金

1. 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。
  - ・国民年金加入期間
  - ・20歳前または60歳以上65歳未満（国内に住んでいる方のみ）の年金未加入期間
 ※年齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。
2. 障害の原因となった病気やけがによる障害の程度が障害認定日または20歳に達したときに、障害等級表の1級または2級の状態になっていること。
 ※障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受けることができる場合があります。
3. 保険料の納付要件を満たしていること。
 ※20歳前に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

#### 障害厚生年金

1. 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。
2. 障害の原因となった病気やけがによる障害の程度が、障害認定日に、障害等級表の1級から3級までのいずれかの状態になっていること。
 ※障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受けることができる場合があります。
3. 保険料の納付要件を満たしていること。

#### 障害手当金（一時金）

1. 厚生年金の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること
2. 障害の原因となった病気やけがが初診日から5年以内に治り（症状が固定し）、その治った日に障害厚生年金を受けるよりも軽い障害の状態であって、障害の程度が障害等級表に定める程度であること。
3. 保険料の納付要件を満たしていること。

Q

夫がうつ病で退職してしまい、ずっと家にこもりっきりで、私がパートをしてなんとか生活している状態です。障害年金は、具体的にいくらぐらい受けられるのでしょうか。

A

金額は年度によって異なります。  
以下は**令和4年度現在**のものです。

## 障害基礎年金

1級	972,250円 (+子供がある場合は更に加算額)
2級	777,800円 (+子供がある場合は更に加算額)

### 子どもの加算額

1人目・2人目の子	(1人につき) 223,800円
3人目以降の子	(1人につき) 74,600円

## 障害厚生年金

1級	報酬比例の年金額×1.25+障害基礎年金1級 (+配偶者がある場合は更に加算額)
2級	報酬比例の年金額+障害基礎年金2級 (+配偶者がある場合は更に加算額)
3級	報酬比例の年金額 (最低保障額 583,400円)
障害手当金 (一時金)	報酬比例の年金額×2年分 (最低保障額 1,166,800円)

配偶者の加算	223,800円
--------	----------

Q

年金には、年をとってから受けられるだけでなく、障害があれば受けられる年金もあると聞きました。どんなものが教えてください。

A

**障害年金**があります。

年金制度により、所得が減少または喪失しがちな障害者に対して、その所得を保障することによってその生活を保障し、もって**障害者の福祉向上を図る**ことが目的です。

国民年金の障害基礎年金と厚生年金の障害厚生年金があり、**障害基礎年金**はすべての国民(年齢や加入状態によって制限あり)を対象とした基礎となる年金で、会社などで働く者については、その上に**障害厚生年金**が加えられ、2階建てとなる仕組みです。

Q

障害年金の請求は煩雑だと聞きました。具体的には、どんな書類が必要で、どうすれば請求できますか？

A

障害年金の請求は、何より労力がかかります。そのために私たち社会保険労務士がお手伝いしているのです。以下が必要書類一覧です。これらの書類を、**各都道府県の年金事務所**に提出します。

1. 年金請求書
2. 金融機関の証明(預金通帳のコピーでも可)
3. 診断書A・・・障害認定日請求の場合、障害認定日より3ヶ月以内のもの1通
4. 診断書B・・・遡及請求の場合は、Aとともに請求時点より3ヶ月以内の診断書も必要  
事後重症の場合は、請求時点より3ヶ月以内のもの1通
5. 受診状況等証明書・・・初診日を確認する重要な書類(病院に依頼)
6. 病歴・就労状況等申立書・・・発病してから現在までの障害の状態・程度、日常生活、就労状況について、細かく記述
7. 受診状況等証明書が添付できない理由書・・・初診日の証明が取れない場合、請求者本人が作成。初診日を示す具体的な参考資料を添付することが必要
8. 加給年金対象者(配偶者、18歳到達後3月までの子等がいる場合は状況に応じて下記のいずれか、または複数の書類 ① 戸籍謄本②住民票(家族全員)  
③非課税証明書・課税証明書④在学証明書・学生証⑤障害年金の子の加算請求に係る申出書
9. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合はその写し
10. 他の年金を受給している場合は年金証書の写し
11. (必要に応じて)X線フィルム、心電図
12. 委任状・・・私たち社会保険労務士が代行する場合など

Q

障害認定日に障害の状態・程度が、障害基礎年金の1級にも2級にも障害厚生年金の3級にも該当しない場合には、何も受給できないのでしょうか？

A

初診日に厚生年金に加入していた場合は、**障害手当金を受給**できる場合があります。

障害手当金とは、障害厚生年金3級に達しない、いわば4級といえる障害の場合に、年金ではなく**一時金として支給されるもの**です。

その額は、報酬比例の年金額（3級障害厚生年金）の2年分で、最低保障額は約116万円（3級障害厚生年金の最低保障額の2年分に近い金額です。）  
※令和4年度時点

初診日から5年以内に障害が「**治った**」場合（**症状固定**）に、その治った（症状固定）日から**5年以内**に請求した場合にだけ支給されます。

Q

障害認定日に障害の状態・程度が軽かった場合、もう障害年金は受けられないのでしょうか？

A

障害年金の請求は、障害認定日の障害状態で請求することが基本ですが、障害認定日における障害の状態・程度が、障害等級表に定める障害に該当しなかったものの、障害認定日以後に該当した場合は、**その時点で請求**することができます。

これを**事後重症による請求**といいます。  
65歳に達する日の前日まで、請求することができます。

現在の障害の状態・程度を表す**診断書が1通必要**となります。

事後重症の場合は、**請求月の翌月から年金が支給**されます。

Q

障害年金の制度を知らず、障害認定日の後もこれまで請求してきませんでした。障害認定日から今までの間の分は、もう受給できないのでしょうか？

A

障害認定日に障害の程度が該当していたにもかかわらず、障害年金の制度を知らずに請求をしなかった場合は、**遡って5年分**まで年金を請求することができます。

これを**障害認定日の遡及請求**といいます。

障害認定日まで遡るのですから、障害認定日の障害の状態・程度を表す診断書と現在の**診断書2通が必要**となります。

Q

うつ病と診断されています。  
初めて病院に行ったのは、**20年近く前**です。  
かなり古いので、障害年金は無理だとあきらめていましたが、可能性はありますか？

A

障害年金の請求において、**初診日の特定はとても重要**です。病院のカルテの保存期間は5年と定められているので、あまり古い場合カルテが残っていないため、初診日の特定が難しい場合があります。しかし、カルテが残ってなくても、**受診受付簿や入院記録簿が残っている**こともあります。いろいろ手を尽くして、請求にこぎつけたケースもありますので、**あきらめる必要はありません**。

Q

障害というと、肢体障害、目の障害、聴力の障害など外見でわかる障害のイメージが強いですが、私はうつ病で何年も苦しんでいます。精神の病気でも障害年金は受けられるのでしょうか。

A

### 障害年金の対象となる主な傷病

以下に、障害年金の対象となる傷病を紹介していますのでご覧ください。これらはほんの一部で、本当に**多くの傷病やケガが対象**になります。しかし同じような症状でも、**傷病名によっては対象外**とされてしまうこともありますので、注意が必要です。

眼	ブドウ膜炎、緑内障（バージェット病によるもの含む）、白内障、眼球萎縮、網膜脈絡膜萎縮、網膜色素変性症、眼球はく離、腎性網膜症、糖尿病網膜症
聴覚、 平衡機能	感音性難聴、突発性難聴、神経性難聴、メニエール病、頭部外傷又は音響外傷による内耳障害、毒物中毒による内耳障害
鼻腔	外傷性鼻科疾患
口腔 (そしゃく言語) 言語	上顎癌、上顎腫瘍、咽頭腫瘍、咽頭全摘出手術、失語症、脳血栓（言語）など
肢体の障害	事故によるケガ（人工骨頭など）、骨折、変形性股関節症、肺髄性小児麻痺、脳性麻痺脊柱の脱臼骨折、脳軟化症、くも膜下出血、脳梗塞、脳出血、上肢または下肢の切断障害、重症筋無力症、上肢または下肢の外傷性運動障害、関節リウマチ、ビュルガー病、進行性筋ジストロフィー、ポストポリオ症候群
精神障害	うつ病、そううつ病、統合失調症、老年および初老による痴呆全般、てんかん、知的障害、発達障害、アスペルガー症候群、高次脳機能障害、アルツハイマー病など
呼吸器疾患	肺結核、じん肺、膿胸、肺線維症、肺気腫、呼吸不全など
循環器疾患	心筋梗塞、心筋症、冠状僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、先天性疾患など
腎疾患	慢性腎炎、慢性腎不全、糖尿病性腎症、ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎など
肝疾患	肝炎、肝硬変、肝がんなど
糖尿病	糖尿病（難治性含む）、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症など糖尿病性と明示された全ての合併症
血液	再生不良性貧血、溶血性貧血、血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症、白血病、悪性リンパ種、多発性骨髄膜、骨髄異形性症候群、HIV感染症
その他	人工肛門、人工膀胱、尿路変更、クローン病、潰瘍性大腸炎、化学物質過敏症、周期性好中球減少症、乳癌・子宮頸癌・膀胱癌・直腸癌等の癌全般、悪性新生物、脳髄液減少症、悪性高血圧、その他難病

Q

現在、精神疾患で障害基礎年金2級を受けています。保険料は法定免除で免除されています。このまま免除されていると、もし更新のとき障害年金2級に該当しなくなって、老齢年金を受けるようになった時、年金額は減額されますか？

A

法定免除の期間中は、老齢基礎年金の受給資格期間には反映されますが、当該免除期間についての**老齢基礎年金の額は1/2**で計算されます。

もし**精神疾患が改善されて、老齢基礎年金を受けるようになった場合、金額が低くなってしまいう可能性**があります。そのためこの問題に関しては「**追納**」や**60歳以後の任意加入**で対応することとなります。また、平成26年4月分以降の保険料は、法定免除期間であったとしても、本人が納付申出した期間について、通常どおり保険料納付が可能となっています。

Q

障害年金って働きながらも、もらえますか？

A

はい、もらえます。

精神疾患での申請は働きながらだと難しいようですが、その他の障害であればもらえる可能性があります。

当センターで定期的を開催している無料相談会では、**障害年金をもらえるかどうかの診断も無料**で行っております。お気軽にお申し込みください。

Q

原則に従って20歳から国民年金に加入していますが、1年前より未納状態です。4年前に肝炎を患い初めて受診し、現在では肝臓がんに進行しています。国民年金が**滞納状態**であっても障害年金を請求することは可能でしょうか。

A

障害年金が請求可・不可は、現在の保険料納付状況ではなく**初診日時点の保険料納付状況**によって決まります。

具体的には、初診日の前日の時点において、**初診日の属する月の前々月までの**公的年金制度に加入すべき全期間のうち、その**3分の2以上**の期間が保険料納付済か保険料免除済で満たされていれば請求可能です。

またそうでない場合は、特例（平成3年5月1日以降に初診があるときのみ）で、初診日の属する月の**前々月からさかのぼった1年間が未納なし**の状態であれば請求は可能です。相談者の場合、初診日前の保険料納付要件を満たしていると見られるので、年金請求は可能です。

なお、経済的な余裕がないという理由により保険料を払えないといったような場合、保険料免除申請の手続きをすると、支給要件における納付済み期間としてカウントされます。また一部免除の場合は、減額された保険料を納付すると納付済み期間としてカウントされます。

何らかの事情で保険料の納付が困難になることもありますが、その場合であっても未納状態を続けずに、免除や納付特例を申請しておいた方が賢明です。